

開発行為に関する協定書

昭和町長（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）は、乙が
中巨摩郡昭和町_____で行う開発行為の施工に関して、次のとおり協定する。

（信義、誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義、誠実をもってこの協定書に規定する事項を履行しなければならない。

（事業計画）

第2条 乙は、開発行為について、あらかじめ甲及び昭和町宅地開発指導要綱（以下「要綱」という。）第7条に定める関係者に対し、開発行為の計画及び施工方法を説明し同意を得るものとする。

2 乙は、開発行為の変更をしようとするときも前項と同様とする。

（防災計画）

第3条 乙の開発行為の施工に関する防災措置は、甲の指示監督に従って設計施工し、防災について万全を期さなければならない。

2 前項の防災措置は、他の工事より優先して施工するものとする。

3 防災措置の維持管理については、甲の指示に従って、乙の責任において行うものとする。

（道路計画）

第4条 乙の新設する道路は、山梨県及び甲の定める土地利用又は開発に関する計画に基づいて、甲の指導により乙の負担において施工し、甲に帰属及び管理の引継ぎを行うものとする。

2 帰属及び管理の引継ぎ後の道路の維持管理については、甲が行うものとする。

3 乙は、乙の行う開発行為の施工に関し利用する既存の町道等については甲の指導を受け、また関係機関と協議のうえ安全に通行できるように改良及び維持を行い、工事完了告示の日の翌日に、道路等の改良部分は甲へ帰属及び管理の引継ぎを行うものとする。

（給水計画）

第5条 乙は地下水を利用する場合は、山梨県地下水資源の保護及び採取適正化に関する要綱、昭和町地下水採取の適正化に関する条例や施行規則等に基づいて山梨県及び甲と協議し、その取水の方法を決定する。また、既存水道に支障をきたしたときは、乙はこれを補償するものとする。

2 乙が、市営水道を利用する場合は、甲府市上下水道局と協議しその指示に従うものとする。

- 3 かんがい用水に影響が予想されるときは、あらかじめ甲及び関係地域と協議しその対策を講ずるものとする。

(排水計画)

第6条 乙は、開発行為に伴う排水計画については、開発区域からの雨水流出量及び計画汚水量等を算出し、それを排水するのに適合した施設を設けるものとする。

- 2 汚水処理については、山梨県浄化槽指導要綱の基準及び甲の指導を遵守し実施することとする。ただし、下水道供用区域内は、あらかじめ甲と協議し、その同意を得なければならないものとする。

- 3 雨水排水については、放流先河川等の管理者と協議し、下流域へ影響を及ぼさない構造とすること。また、開発区域外の水路断面にも影響がないようすること。

- 4 乙は、開発行為の施工に関し、雨水、汚水等の流末処理について甲及び関係地域住民の代表並びに水利権利者等と協議し、同意を得た後に工事を行うものとする。

(公園計画)

第7条 開発に伴い設置される公園があるときは、乙の負担で施工し、工事完了告示の日の翌日から、原則として甲に帰属及び管理を引き継ぐものとする。

(環境保全)

第8条 乙は、開発行為の実施にあたり、自然保護のため法令、山梨県及び本町の条例等を遵守し、環境保全に十分配慮すること。

- 2 乙は、開発区域内の施設におけるし尿、塵芥等の処理について甲と協議し、環境保全に万全を期して処理するものとする。

- 3 乙は、不燃物等の処理について甲と協議し、指示を受けなければならない。

(公害防止)

第9条 乙は、開発行為により発生する騒音、振動、粉塵、煙、ガス臭気、排水、雑草の繁茂等について、開発区域及びその周辺に影響を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

- 2 乙は、開発行為により公害が発生した場合は、直ちに開発行為の操業を中止し、公害防止及び救済対策について速やかに甲と協議し、適切な措置を講じなければならない。

(工事施工に伴う災害補償)

第10条 乙は、開発行為に関する工事及び施設に起因する災害が発生した場合は、速やかに甲と協議して、乙の責任において災害の復旧を行い、災害によって発生した被害について補償しなければならない。

(工事施工に伴う交通安全)

第11条 乙は、開発行為の施工に伴う工事用車両の運行については、あらかじめ南甲府警察署、山梨県及び甲と協議し交通安全に十分留意しなければならない。

(文化財の保護)

第 12 条 乙は、あらかじめ昭和町教育委員会及び文化財の所有者、占有者又は管理者と開発行為の計画を協議し、その指示に従わなければならない。なお、埋蔵文化財等が発見された場合も直ちに昭和町教育委員会に連絡し、その指示に従わなければならない。

(権利義務の承継)

第 13 条 乙は、乙の計画した開発行為に関する権利を第三者に譲渡又は移転するときは、本協定に定めた事項の全てを開発行為者の承継人に承継させる措置をとるものとする。この際、乙が負担すべき義務について乙及び承継人が連帯してその責任を負うものとする。

(調査立入り等)

第 14 条 甲は必要があると認めるときは、当該開発区域等へ立ち入り、必要な調査及び検査等を行うことができるものとし、乙はこれに全面的に協力しなければならない。

2 調査及び検査の際、甲は関係機関の立会いを求めることができる。

3 乙は前項による調査及び検査等の結果、不適当な行為が指摘された場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。

(公共施設等における帰属及び管理の引継ぎの手続き)

第 15 条 公共施設用地等の帰属は、工事完了検査までに、乙にて分筆及び地目変更登記を行い、抵当権その他所有権以外の権利が設定されているときは抹消し、登記に必要な書類を提出しなければならない。

(瑕疵担保)

第 16 条 帰属及び管理の引継ぎをした公共施設等について、重大な瑕疵を除き、帰属の日から 2 年以内に発見された瑕疵及びこれによって生じた損害は、乙等の責任においてこれを修補し、又は損害を賠償しなければならない。

(想定用途地域等の制限)

第 17 条 市街化調整区域内の予定建築物等は、住居の環境を保護するため、用途地域等を要綱第 21 条に定める制限にて建築するものとする。

(予定建築物等及び工作物の基準)

第 18 条 予定建築物等及び工作物は、昭和町開発行為技術基準に定める基準に適合し、開発区域及びその周辺の地域における景観と調和するような配慮に努めなければならない。

(定めのない事項の処理)

第 19 条 この協定に定めのない事項については、法令に定めるところによるもののほか、甲及び乙が協議のうえ適宜処理するものとする。

(協定の効力)

第 20 条 この協定は、協定締結後から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙各1通を所持する。

年 月 日

甲 住 所 山梨県中巨摩郡昭和町押越542-2

氏 名 昭和町長 ⑩

乙 住 所

氏 名 ⑩